

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成28年度第2回審議概要

開催日及び場所	平成28年9月27日（火） 神戸地方合同庁舎 1階 第4共用会議室		
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授） 角松生史（神戸大学大学院法学研究科教授 第二部会長 今回抽出担当者） 河合良昭（河合会計事務所 公認会計士・税理士 第二部会長代理） （五十音順）		
審議対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成28年6月30日		
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告	（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	総件数	（備考）	
①抽出案件	8件	[抽出件名]	
<工事>			
一般競争入札方式 （WTO対象）【一括審査方式】	1件	・神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)浚渫工事（一工区） 神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)浚渫工事（二工区）	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(3)本体工事	
<業務>			
簡易公募型競争入札方式	3件	・和歌山下津港海岸(海南地区)家屋調査(事前調査) ・大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設動態観測業務 ・柴山港柴山地区汀線測量等	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・港湾における簡易耐震診断手法の精度向上に関する検討業務	
<役務の提供及び物品>			
一般競争入札方式	2件	・P S ベースカード等作成業務 ・庁舎等総合管理業務	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>・質問なし</p>	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p><b>1. 一般競争入札方式（WTO対象）</b></p> <p><b>【一括審査方式】</b></p> <p>「神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)浚渫工事（一工区）」</p> <p>「神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-16m)浚渫工事（二工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括審査方式での発注は今回が初めてでしょうか。</li> <li>・この方式は、技術資料の提出が1つの案件だけとなるため、費用節約という観点から業者にとってメリットがあるものと思われます。他方で、配置予定技術者が1名しか申請できず、1つの工事を落札すると他の工事の入札は無効になるということですが、これは1者が独占的に全ての工事を落札することはできない仕組みと考えてよいでしょうか。</li> <li>・理論上は、当該2工事を別々に発注していれば1つの業者が両方とも落札した可能性があるが、一括審査方式をとったことで、その可能性がなくなるという理解でよいでしょうか。</li> <li>・現在は年に1回程度、本方式を活用した案件を発注しているのですか。</li> <li>・どういう工事が本方式に適しているかについて、基準等がありますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局では平成25年度から実施しており、各年度1件ずつ発注しております。今年度は本案件が初めてとなります。</li> <li>・技術者は各工事において専任で配置しなければなりませんので、そのとおりの仕組みとなります。</li> <li>・そのとおりです。</li> <li>・そのとおりです。今年度に限っては、本工事と関連した分任官の工事においても一括審査方式を活用して発注する予定です。</li> <li>・工事内容及び技術評価項目が同様であり、なおかつ施工場所が近接しているもので、同時期に発注する2件以上の工事について、一括審査方式を適用させて発注しております。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本方式を適用すると、1つの業者が複数の工事を落札することができなくなるため、別々に発注していれば、より競争性があったかもしれず、競争性を制限していると捉えることもできますが、その点はいかがですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件は、浚渫船を相当数使用しないと工期に間に合わないという事情があり、1つの業者よりは複数の業者により施工する方が良いと考え、一括審査方式を採用しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方の工事を落札すれば他の工事を落札できなくなるということに関して、どちらの工事の落札者を先に決めるといった順番について何か基準はありますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にありませんが、基本的には規模の大きい工事の落札者を先に決定します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者によっては、先に落札決定される工事は希望せず、より利潤が見込めたり、あるいは自社が得意とする工事のみに入札参加するということもあり得ますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり得ます。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>2. 一般競争入札方式（WTO対象外）</b> 「大阪港北港南地区航路（-16m）附帯施設護岸（3）本体工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格要件として港湾土木工事のB等級を設定していますが、A等級でないのは、中小企業向けとして政策的な配慮があるのですか。</li> <li>・入札参加に係るデータベースによる対象業者数が8者とかなり少なくなっておりますが、データの絞り方に問題はありますか。</li> <li>・A等級の業者も含めると、対象業者数は増えると予想されますか。</li> <li>・それなりに規模の大きい工事であって、中小企業で絞るのでどうしても対象業者数が限られてしまうということでしょうか。</li> <li>・本件のようなケーソン製作工事は他の工事と比べて地域を限定することの合理性が低いように思われますが、本件で大阪府内の業者に限定することの趣旨は何でしょうか。</li> <li>・本件は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の対象にもなりますか。</li> <li>・二封筒事後審査型は、技術評価点と予定価格の漏洩を防止するということですが、これは以前漏洩したケースが実際にあったため、それを防止するという趣旨でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等級は工事の発注予定金額の規模で決定しております。</li> <li>・対象業者を全国的に広げると34者存在しますが、大阪府内に限ると8者となります。同種工事の要件もこれ以上緩和することはできず、対象業者の絞り方も妥当と考えております。</li> <li>・増えると考えられます。</li> <li>・大阪府内のB等級の業者となると、対象業者数が限られてしまうということです。</li> <li>・B等級で分任官発注の工事は事務所の管轄府県内の業者に限っているためこのような取り扱いとしております。</li> <li>・対象となります。</li> <li>・高知県内の国土交通省が発注した一般土木工事における談合事案について、公正取引委員会から改善措置要求を受けたことを踏まえて、不正が発生しにくい入札契約制度として実施しているという経緯があり、実際に国土交通省内の職員が情報を漏洩したケースに基づいております。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>3. 簡易公募型競争入札方式</b>  「和歌山下津港海岸(海南地区)家屋調査(事前調査)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行確実性評価を行った場合、技術点合計は履行確実性度を掛けあわせて計算するのですか。</li> <li>・ 多くの者が調査基準価格と近接した価格で入札しているように見受けられます。予定価格はおおよそ予想できるもので、その8割程度の金額で入札したということでしょうか。</li> <li>・ 技術点のうち、差がついているのは「成績・表彰」といった実績関係の項目と見受けられますが、こういった実績がない業者については、それ以外の細かい評価項目で加算点を積み上げていくしかないということですか。</li> <li>・ 本件において業者側が計上する費用はほとんど人件費でしょうか。</li> <li>・ 業者によって給与水準は異なっていますし、落札するためにどの程度利潤を上乗せするかも異なってくるかと思えます。調査基準価格を下回ったからといって、工事の案件のように品質確保上問題があると考え、ことに疑問を感じますが、その点についてはいかがでしょうか。</li> <li>・ 履行確実性度が0.25と判断されたのはどのあたりに問題があったからでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術点のうち、「実施方針」の項目における加算点に履行確実性度を掛けあわせ、「配置予定技術者の経験及び能力」の加算点と足して技術点合計を算出しております。</li> <li>・ そのとおりです。</li> <li>・ そのとおりです。</li> <li>・ 基本的には人件費のみです。</li> <li>・ 調査基準価格を下回ったからといって即座に無効とはせず、履行確実性評価を行った上で履行可能と判断されれば落札することも可能な仕組みになっており、調査基準価格を設けること自体に問題はないと考えます。</li> <li>・ 配置予定技術者の他の業務量の把握が不明確で、履行体制の確保ができるか判断できなかった。また、人件費も必要額を確保できていないことがヒアリングにより判明したため、このような評価としております。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>4. 簡易公募型プロポーザル方式</b> 「港湾における簡易耐震診断手法の精度向上に関する検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書提出にかかるデータベースによる対象者数は同種・類似業務の実績があるかどうかは関係ないと考えてよいでしょうか。</li> <li>・その条件のもとで検索した結果、37者対象者がいたということですが、実際の入札参加業者は1者にとどまっています。本件を請け負おうとする業者はあまりいない性質の業務ということでしょうか。</li> <li>・落札者が設計共同体となっていますが、参加資格要件に設計共同体を組んで参加する際の要件に関する記載がありません。また、資料によると設計共同体の構成員それぞれを個別に審査していますが、そういった評価基準は事前に定めていたのですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者数の検索にあたっては、建設コンサルタント等におけるA等級の資格要件に加えて、同種・類似業務の実績も要件としております。</li> <li>・本業務に係る簡易耐震診断システムは平成18年に作られ、平成26年度から3箇年かけてシステム改良を行っているところで、継続業務という性質はあります。そのため、初めて参加しようとする者はリスクや余分な経費がかかってしまうことを懸念して参加に踏み切れない事情はあると思いますが、過去の同業務を請け負った実績がないと請け負えないということはありません。</li> <li>・当該者は本件に申請するにあたって設計共同体を事前に組み、設計共同体として資格決定を受けております。また、原則として全ての業務において設計共同体としての参加を認めており、入札説明書上も技術提案書の提出者に要求される資格要件として明記しております。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>5. 簡易公募型競争入札方式</b> 「大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設動態観測業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問なし</li> </ul>	

意見・質問	回答
<p><b>6. 簡易公募型競争入札方式</b> 「柴山港柴山地区汀線測量等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の発注等級はB等級ですが、C等級まで拡大した理由について説明下さい。</li> <li>・結果的に、B等級の業者が予定価格超過となり、C等級の業者が落札したということですか。</li> <li>・予定価格を超過してしまう業者がいるということや、B等級の業者の参加が少ない事実は、価格的にあまり利潤が見込めない業務だということが背景にあるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注予定金額は200万円を少し超えた金額であり、ちょうどB等級とC等級の境目の金額となります。昨年度の同業務においては等級の拡大をせずB等級のみでの発注としましたが不調に終わったため、C等級まで下げて再公示したところ、参加者が出てきたという経緯があります。一昨年度まではもう少し低い金額で発注しており、C等級の業者しか参加しておりませんでした。現在は過渡期にあるということで本件についてもC等級まで拡大して発注しております。</li> <li>・そのとおりです。</li> <li>・参加業者が少ないのは、業務の対象地域が兵庫県の最北部という地域性のためということが言えると思います。予定価格を超過した件について、測量の歩掛には明確な基準があつてそれを適用しておりますが、報告書作成には歩掛がなく、入札参加業者から見積をとって設定しております。その結果も全参加業者に事前に開示しておりますが、予定価格を超過した者は自社の歩掛をそのまま使用したためと考えられます。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>7. 一般競争入札方式（WTO対象）</b> 「P S ベースカード等作成業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前落札した業者と同じ者が落札したのですか。</li> <li>・各地方整備局によって業務の内容が異なるということはありませんか。</li> <li>・理論上は他者でも履行可能であるし、各地方整備局によって請負業者が異なっても統一的な運用ができるということだが、実際参加したのは当該落札者のみであったという理解ですか。</li> <li>・A等級の資格を保有していなかったということですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の発注に当たっては、各地方整備局の必要枚数に関し協定を結び、協定の中で決めた順番で調達していく形となりますが、本業務で作成するカードを使用する出入管理情報システムを導入した業者は、どこの地方整備局でも実績があり、業務に精通しているという事情があり、今回も落札できたと考えられます。</li> <li>・出入管理情報システムについては、国にデータベースサーバがあり、それを各地方整備局が利用しているため、業務の内容的にはどこの地方整備局も全く同じものです。本件で作成するカードも特殊なものではなく、J I S規格を満足していれば事足りるものであり、全国统一の形での運用となっています。</li> <li>・そのとおりです。また、当該落札者以外にも公告資料を請求した者がおりましたが、発注等級に見合う資格を保有していなかったため、今回は不参加となっています。</li> <li>・本件はA又はB等級として発注しましたが、当該者はそれよりも低い等級の資格しか保有していませんでした。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>8. 一般競争入札方式</b> 「庁舎等総合管理業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般のマンション等だと別々に発注するような業務を全て含んでおり、業務の内容が広いように思われます。入札の効率を考えてのことですか、それとも庁舎管理のセキュリティ上の理由でしょうか。</li> <li>・ 空調管理や清掃といった個々の業務で分けて発注するのが一般的で、こういったケースは珍しいと思われるのですが、その点はいかがですか。</li> <li>・ 低入札価格ヒアリング結果を見ると、業者側の見積と官積算にかなり開きが見られますが、こうなってしまうものなのでしょうか。</li> <li>・ 業者側は全体の合計額をいくりにするかという考え方によっており、官積算のように各項目毎に費用を計上していないように見受けられますが、いかがですか。</li> <li>・ そのような事情があっても、一括で発注した方が、個別発注よりも業務効率的に上回るという判断でこのようにしているという理解でよいですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの庁舎のことに関する業務ですので、一括して発注した方が効率的と考えたためです。</li> <li>・ 実際は清掃業務中心となりますので、例えばエレベータの維持管理に関しては下請けが入る等、そういった部分でも効率的に業務を行うためにこのような形にしております。</li> <li>・ あまり一般的な業務でないため、官積算は業者からの見積によったのですが、それぞれの業者の考え方に差があったため、このような結果になったと考えております。</li> <li>・ 官積算はできるだけ全ての項目に関し、一般的で公平性のある積算資料を用いて積算しておりますが、それによれない項目については業者から見積を徴収し、平均をもって積算額としておりますが、業者側は必ずしも項目毎の積算は行っていないと考えられます。</li> <li>・ そのとおりです。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>9. 全体を通して</b></p> <p>・最初のご挨拶の中で、「業者にはある程度利益をあげていただいて、それを次案件の投資に回してもらいたい」という話がありました。今回の審議対象の案件では、参加がほぼ1者に限られる案件で100%に近い落札率で落札されるものもあれば、実力の均衡した十数者による入札で、80～90%程度の落札率にとどまるものもありました。その中で、ある1つのプロジェクトを受注したとしても、予定価格を1～2割程度下回った額であれば、数%もしくはほとんど0に近い利益しかあがらないという話をゼネコン業者からよく耳にします。業者には利益をあげてもらいたい一方で、落札率が80～90%程度となってしまう、なかなか業者の利益になっていないというこの状況について、公正だと見るのか、予定価格から開きがありすぎるため改善すべきと考えるのか、意見をお聞かせください。</p>	<p>・現在、調査基準価格については、工事の場合、予定価格の89%程度となっております。制度ができた当初は85%程度であったのですが、業者側にとってこの数字は非常に厳しいし、品質確保上も問題が生じる可能性があるということで、落札率と品質確保に関して様々な評価・検証を行った結果、今89%まで価格が上がってきています。引き続き、本省において評価・検証を行いながら改善の努力をしているところです。一方、業務の調査基準価格は、予定価格の75%程度となっております。業務の場合、人件費の占める割合が大きく、調査基準価格以下の金額であっても受注意欲のある業者が存在しており、品質確保上も問題が生じないとの判断でこの基準となっておりますが、若手育成や人材確保の面から魅力ある職場を作っていくためには、毎年検証を重ねていく必要があると考えております。また、調査基準価格が現行のままだとして、事業量も減少せず安定して推移すれば、自社努力で若手育成や人材確保も可能かと思いますが、事業量が今より減ってしまえば状況は厳しくなると考えられます。</p>